○小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金支給要綱

平成２９年３月３１日

２８小こ第２２５５号

改正　令和元年７月１日３１小こ第１４５３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給付金の目的）

第２条　給付金は、ひとり親家庭等の子が大学等に進学することを支援し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ることにより、ひとり親家庭等の生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭等　小牧市遺児手当支給条例（昭和５２年小牧市条例第１６号）第１条に規定する遺児手当（以下「市遺児手当」という。）を受給している世帯をいう。

(2) 大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程の修学に限る。）その他これらに類するものとして市長が認めた学校をいう。

（支給対象者及び支給条件）

第４条　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市遺児手当の受給資格者（以下「受給資格者」という。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 受給資格者が監護し、又は養育している子が大学等へ入学する日の属する年度の前年度の１月１日（以下「基準日」という。）において、市遺児手当を受給していること。

(2) 基準日において、１年以上継続して本市に住民基本台帳に記載されていること。

(3) 第１号に規定する子が、大学等に入学する年度の４月１日において、２５歳以下であること。

（支給額）

第５条　給付金の額は、支給対象者の子１人につき、１２万円とし、その支給回数は１回限りとする。

（支給申請）

第６条　給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金申請書（様式第１）に大学等の合格を証する書面（以下「合格通知書」という。）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、大学等からの合格通知の日から起算して１年を経過する日までに行わなければならない。

（支給決定の通知）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定した場合は、小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金支給決定通知書（様式第２）により、申請者に通知するものとする。

２　給付金は、支給の決定をした日から３０日以内に支払うものとする。

（給付金の返還）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給の決定を取り消し、支給した給付金の返還を命ずるものとする。

(1) 市遺児手当の受給資格が、基準日以前に遡って喪失したとき。

(2) 申請者が、給付金の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成３０年度以後に大学等に入学する者について適用する。

附　則（令和元年３１小こ第１４５３号）

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

様式第１（第６条関係）

小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金申請書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

氏名　　㊞

小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名	
	住所	
	生年月日	
	市遺児手当受給者番号	
大学等へ入学する者	氏名	
	生年月日	
	入学(予定)学校名	
	入学(予定)年月日	
	過去の受給の有無	有　・　無

備考

１　大学等の合格通知書の写しを添付してください。

２　給付金の支給を決定した場合は、小牧市遺児手当の振込先口座に入金します。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２（第７条関係）

小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金支給決定通知書

年　　月　　日

様

小牧市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました小牧市ひとり親家庭等入学支援給付金申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定額	円			
支払先金融機関	金融機関		科目	普通・当座
	支店名		口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

備考　市遺児手当の受給資格が大学等に入学する年度の前年度の１月１日以前に遡って喪失した場合や、この給付金の申請に関し、虚偽の申請をした場合は、給付金を返還していただきます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第１（第６条関係）

様式第２（第７条関係）